

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ及び第二項第二号ロ、別表第二号第12の6(2)コ及び第12の6(3)オ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の送信装置の技術的条件

〔1・2 略〕

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・二五秒のいずれかであること。ただし、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成は、別図第一号のとおりであつて、スペシャルスロットにおけるシンボルが、ダウンリンク（基地局から陸上移動局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が六以下、アップリンク（陸上移動局から基地局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が四以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPRS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

$$\text{絶対許容時間} = 10 \times \text{ミリ秒} \times n \times \text{秒} \times Ts \times Ts$$

n：自然数、Ts：1/(1500×2048)

〔4～6 略〕

7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E-212に準拠するネットワークを識別するためにローカル5Gの基地局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるE-212の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

8 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E-212に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-212の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の送信装置の技術的条件

〔1・2 略〕

改正前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

〔1・2 同上〕

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・二五ミリ秒のいずれかであること。

〔4～6 同上〕

〔新規〕

〔新規〕

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局の送信装置の技術的条件

〔1・2 同上〕

3 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。ただし、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成は、別図第二号のとおりであつて、スペシャルスロットにおけるシンボルが、ダウンリンクが一〇以下、アップリンクが一以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるG・P・S信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

協定世界時10ミリ秒×nから59872×Tsを経過した時間

n：自然数、Ts：1/(5000×2048)

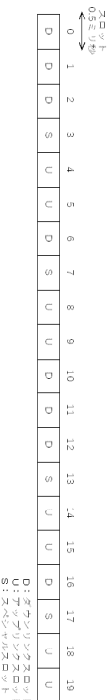
〔4～8 整〕

別図第一号 ローカル5Gの無線局に使用する送信装置のフレーム構成（4.6GHzを超え4.9GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）

【同期方式】



【準同期方式】



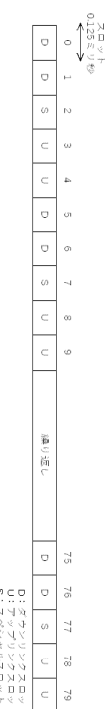
注 スロット長が、1ミリ秒又は0.25ミリ秒の場合には、上図に準用すること。

別図第二号 ローカル5Gの無線局に使用する送信装置のフレーム構成（28.2GHzを超え29.1GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）

【同期方式】



【準同期方式】



3 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。

〔4～8 同上〕

【新設】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。